

# 公益財団法人山形県みどり推進機構林業担い手育成事業助成規程

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、林業担い手の育成を図るため、理事長が、予算の範囲内で交付する助成金に関し、公益財団法人山形県みどり推進機構助成金等の適正化に関する規程に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 助成対象者及び助成事業等

(助成対象者)

第2条 助成事業の交付対象となる者は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に規定する知事の認定を受けた林業事業体（以下「林業事業体」という。）及び林業担い手の労働安全衛生促進対策等を実施する団体（以下「労災防止団体」という。）とする。

(助成事業及び助成額)

第3条 助成事業及び助成額は、別表に掲げるとおりとする。

## 第3章 助成事業の申請等

(助成事業の提出書類)

第4条 前条に規定する助成事業の申請等で提出すべき書類及び添付書類は、理事長が別に定める公益財団法人山形県みどり推進機構林業担い手育成事業に関する細則（以下「細則」という。）による。

(助成事業の申請)

第5条 第3条に規定する助成事業を実施しようとする者（以下「助成事業者」という。）は、当該年度の4月末日までに、事業計画書（細則様式第1号）を理事長に提出するものとする。ただし、やむをえない事由があると認められる場合は、この限りではない。

(交付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、助成事業者に通知（細則様式第2号）するものとする。

## 第4章 助成事業の変更

(助成事業の変更計画申請)

第7条 助成事業者は、第5条の事業計画書の内容の変更により、第3条に規定する費用の額等を変更する必要があるときは、変更計画書（細則様式第3号）に、必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(事業の変更の承認)

第8条 前条の規定に基づく申請を受けたときは、理事長はその内容を審査し適当と認めるときは、事業計画の変更を承認し、助成事業者に通知（細則様式第4号）するものとする。

## 第5章 助成事業の実績報告等

(実績報告)

第9条 交付の決定通知を受けた助成事業者は、事業が終了したときは、速やかに実績報告書（細則様式第5号）を理事長に提出しなければならない。ただし、やむをえない事由があると認められる

場合はこの限りではない。

(助成金の交付)

第10条 前条の規定に基づく報告を受けたときは、理事長はその内容を審査し適当を認めるときは、助成金の額を確定(細則様式第6号)し、助成金を交付するものとする。

(概算払)

第11条 理事長は、必要と認めるときは、概算払をすることができる。

(報告等)

第12条 理事長は、助成事業の適正な執行を図るため必要があると認められるときは、助成事業者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、事業実施の状況等を検査することができる。

## 第6章 雑 則

(書類の提出)

第13条 この助成事業に関して提出する書類は各1部とする。

(助成事業の実施状況の報告)

第14条 理事長は、助成事業と県及び市町村の事業との連携を図るため、県及び市町村に対し、必要に応じ助成事業の実施状況を報告するものとする。

(その他事項)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。